

千葉県告示第1030号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和4年12月27日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
TRYRO 千葉県花見川区 花園1-8-2 0第2花園ビル 201-B	NPO法人L o o o o p 千葉県花見川区瑞穂三丁目2番地12 代表理事 小宮佳子	令和5年1月1日	1250101969	保育所等訪問支援